

(別紙)

高所作業車運転技能講習 の助成金制度について

建災防北海道支部

今回の講習は、雇用・能力開発機構の助成金の対象となります。

利用の向きは下記事項(1)～(3)の要件を満たしていること、講習開催日時の1週間前までに講習会の申込及び、助成金の申請書の提出が完了していることが必要になりますので、ご留意の上申込下さい。

記

本講習を受ける受講者に事業主が受講当日の賃金を支払い、かつ、次の(1)から(3)までの要件をそなえている場合は、雇用・能力開発機構の雇用改善助成制度により、受講者1名につき

$(※1 33,714円 \times 0.7) + (※2 7,000円 \times 2日) = 37,500円$ (100円未満切捨) が第2種ならびに第4種給付金として講習終了後事業主に給付されますので、ご利用下さい。

なお、この制度を利用する場合は、 $※3$ 講習日の1週間前までに関連の書類を分会事務局まで提出してください。

必要な書類等は分会に備え付けてあります。

※1 受講料及びテキスト代の消費税は助成対象となりません。

※2 上限7,000円(平均賃金日額により計算されます)

※3 期限内(講習開催日1週間前まで)に申請がない場合は、当支部において助成金申請に対する、事務手続きを行いませんのでご了承ください。

※講習期間中、休日扱いとして、賃金を支給しないときは助成の対象となりません。

(1) 事業所が建設業を営んでいて、資本金3億円以下、又は、常用労働者数300人以下のいずれかに該当すること。

(2) 事業所が雇用保険に加入しており、かつその保険料率が1000分の18.5であること。

(3) 受講者が雇用保険被保険者であること。

以上